

所有者の代理人が証明書類を取得する際の必要書類は？

所有者は亡くなっているか？

YES

代表相続人の設定をしており、来庁者は代表相続人本人か？

YES

来庁者	必要なもの
・代表相続人	来庁者の本人確認書類

NO

所有者は半田市内在住か？

YES

来庁者	必要なもの
同居親族	◆同一世帯の場合 ①来庁者の本人確認書類 ◆同一世帯でない場合 ①委任状 ②来庁者の本人確認書類
同居親族以外	①委任状 ②来庁者の本人確認書類

NO

所有者は死亡時、半田市内に住所があったか？

YES

来庁者	必要なもの
相続人	①相続関係が分かる戸籍 ②来庁者の本人確認書類
相続人と同居親族	◆市内在住で、同一世帯の場合 ①相続関係が分かる戸籍 ②来庁者の本人確認書類 ◆上記以外 ①相続人と来庁者の続柄が記載された住民票、もしくは委任状 ②相続関係が分かる戸籍 ③来庁者の本人確認書類
相続人でない者	①相続人からの委任状 ②相続関係が分かる戸籍 ③来庁者の本人確認書類

「所有者が死亡していることが分かる戸籍」と下記の書類が必要です。

来庁者	必要なもの
同居親族	①住民票（所有者と来庁者の続柄が分かるもの）もしくは委任状 ②来庁者の本人確認書類
同居親族以外	①委任状 ②来庁者の本人確認書類

郵送で請求される場合は、下記のものも同封してください。

- ・証明交付・公簿閲覧申請書（ホームページよりダウンロードできます）
- ・必要枚数分の定額小為替証書（手数料は各種証明書 1 件 200 円、名寄帳 1 件 100 円です）
- ・代理人の本人確認書類の写し
- ・返信用封筒 1 枚（切手を貼ってください）